

9. 道路網整備にあたっては、地域の実状に即したローカルスペックの適用を推進すること。

## 九州地区道路利用者会議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設であり、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる国土の実現を図るため、国民共通の財産である道路を計画的に整備することが重要であります。

九州地方においては、自律的かつ一体的な発展を図るために、整備の遅れている「循環型高速道路ネットワーク」を早期に実現することが必要であり、また、条件不利地や移動手段を自動車に依存する地域が多いため、生活に密着した道路整備を着実に進める必要があります。

このため九州地区道路利用者会議として下記事項について強く要望いたします。

1. 地方における道路整備の必要性和厳しい財政状況の実態に鑑み、引き続き地方の道路整備が着実に進むよう道路整備に必要な予算を確保すること。

2. 「社会資本整備総合交付金」については、これまでの交付金、補助金を組み替える形で平成22年度に創設されたが、道路予算は25.1%の減額と非常に厳しい状況となっている。

地方における道路整備の必要性は依然として高く、また、関連する社会資本整備や効果促進事業についても、今後更に必要性が高くなること等を踏まえ、平成23年度以降においても、その所要額の確保、制度の充実を図ること。

3. 今後の事業評価の実施に当たっては、地域からの提案を反映させる等、救急医療、観光、地域活性化、企業立地、安全・安心の確保など、道路整備により地域にもたらされる様々な効果を総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断できる仕組みについて、早期に具体化すること。

4. 国土の均衡ある発展を図るため、料金収入を最大限活用した有料道路方式と新直轄方式により、地方の負担軽減を図りつつ、従来の整備速度を落とすことなく整備計画区間9,428kmを早期に整備し、法定予定路線である11,520kmの整備を国の責任において着実に推進すること。

また、一般国道自動車専用道路として位置づけられた2,480kmの整備促進を図ること。

- ①東九州自動車道の整備促進
- ②九州横断自動車道の整備促進
- ③西九州自動車道の整備促進
- ④南九州西回り自動車道の整備促進
- ⑤那覇空港自動車道の整備促進
- ⑥国道10号延岡道路、国道218号北方延岡道路、高千穂日之影道路の整備促進

5. 基幹道路網の整備促進を図ること。

- ①地域高規格道路の整備促進
- ②直轄及び補助国道の整備促進
- ③主要地方道、一般県道、幹線市町村道の整備促進
- ④バス路線関連道路の整備促進

6. 主要都市圏道路の整備促進を図ること。

- ①福岡都市圏、北九州都市圏の基幹道路網の整備促進
- ②福岡高速道路、北九州高速道路の整備促進
- ③都市計画道路の整備促進

7. 離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化及び離島架橋の整備促進を図ること。

8. 交通安全施設等整備事業の着実な進展を図るため、交通安全対策予算を大幅に増額し、交通安全対策、渋滞対策、駐車場対策等安全でゆとりのある道路整備事業を一層推進すること。

9. 良好な都市景観の形成や都市防災機能の向上を図るとともに、歩行環境の改善を図るための電線地中化と合わせて、高度情報化社会に対応するための電線共同溝等情報通信基盤の整備促進を図ること。

10. 障害者や高齢者が安心して通行できるような歩道のバリアフリー化等「人にやさしい道づくり」を積極的に推進すること。

11. 関門海峡道路及び北九州福岡道路の早期実現、新若戸道路の整備促進を図ること。

12. 新交通軸（三県架橋道路一島原、天草、長島架橋道路）建設に資する調査を実施すること。

13. 都城志布志道路の整備促進を図ること。

14. 有料道路事業推進のための無利子貸付制度の拡充と公営企業金融公庫貸付金の借換・繰上償還制度の弾力化を図ること。

15. 道路の補修や災害防除事業等の予算拡大を図り、震災対策、防災対策、良好な沿道環境づくり等安全でゆとりのある道路整備を推進すること。

16. 交通拠点・主要拠点へのアクセス性を向上し、産業振興や人、物の交流の迅速化、活性化を図るための道路整備を推進すること。

17. 質の高い観光・リゾート地の形成を図るため、美しい道路景観の創出・保全や良質な緑化の整備を推進すること。

1. 高規格幹線道路網計画の着実な推進を図ること。

①高速自動車国道の整備については、現在の整備スピードを落とすことなく、着実に整備の促進を図るとともに、整備の見通しが立っていない区間については、地域の実情に即した整備手法の導入などにより計画的な整備を図ること。

さらに、暫定二車線供用区間については、早期の四車線化を図るとともに、今治小松自動車道、高知東部自動車道についても、整備促進を図り、着実に事業を実施すること。

- 四国縦貫自動車道（徳島～川之江～大洲 222km）
  - 「徳島～川之江東」間の早期四車線化
  - 「松山～大洲」間の早期四車線化
- 四国横断自動車道（阿南～徳島～高松～高知～大洲 441 km）
  - 「阿南～鳴門」間の早期完成
  - 「鳴門～高松東」間の四車線化の早期着手
  - 「高知～須崎東」間の早期四車線化
  - 「須崎西～窪川」間の早期完成
  - 「窪川～四万十」間の早期整備
  - 「四万十～内海（愛南）」間の早期整備
  - 「内海（愛南）～岩松」間の早期整備（津島道路（仮称）の早期事業化）
  - 「宇和島北～西予宇和」間の早期完成
  - 「西予宇和～大洲北只」間の早期四車線化
- 今治小松自動車道（今治～いよ小松 23km）
  - 「今治～今治湯ノ浦 10km」間の早期完成
- 高知東部自動車道（高知～安芸 36km）
  - 「高知～南国 15km」間の早期完成
  - 「南国～芸西 13km」間の早期完成
  - 「芸西～安芸 8km」間の早期事業化

②本州四国連絡道路を含めた四国内の高速道路については、四国の経済発展・活性化には不可欠であるため、整備促進を図るとともに、地域間格差を是正し四国の自立と交流を促進できるよう、総合的な交通体系への影響も十分に配慮した利用しやすい料金体系とすること。また、その際は「四国8の字ネットワーク」などの高規格幹線道路の整備や地方の道路整備を行う上で必要な財源に影響がないよう均衡ある施策とすること。

2. 今後も計画的に社会資本整備を進める必要があることから、地方における道路の果たす役割や実情をよくご理解いただき、直轄事業を含め道路整備費の確保を図るとともに、社会資本整備重点計画、道路の新たな中期計画及び平成21年8月に公表された「道路の中期計画(四国版)」を踏まえて、高規格幹線道路をはじめとした四国にとって「真に必要な道路」を計画的かつ着実に推進していくこと。また、遅れている地方の道路整備と計画的な維持管理を地方公共団体が主体的に行うため、社会資本整備総合交付金制度（仮称）の充実を図るとともに、予算の配分に当たっては、四国地方への重点強化を図ること。

3. 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するため、四国と近畿・九州との連携を強化する新たな交通軸の実現に努めること。

- 紀淡連絡道路
- 豊予海峡道路

4. 本四3架橋時代に対応する四国の高速道路網を整備するため、高規格幹線道路とネットワークを形成する地域高規格道路の整備促進を図ること。

- ①整備区間の早期完成
  - 阿南安芸自動車道（国道55号日和佐道路）
  - 阿南安芸自動車道（国道55号大山道路）
  - 徳島環状道路（国道192号徳島南環状道路、県道徳島環状線）
  - 高松環状道路（県道門座香南線）
  - 松山外環状道路（国道33号松山外環状道路インター線）
  - 松山外環状道路（国道56号松山外環状道路空港線）
  - 大洲・八幡浜自動車道（国道197号名坂道路）
  - 大洲・八幡浜自動車道（国道197号八幡浜道路）
  - 高知松山自動車道（国道33号三坂道路）
  - 高知松山自動車道（国道33号高知西バイパス、越知道路、橘道路）
- ②調査区間から整備区間への早期昇格
  - 阿南安芸自動車道（高知県東洋町～北川村）
  - 阿南安芸自動車道（高知県安田町～安芸市（大山道路の整備区間2kmを除く区間））
  - 阿南安芸自動車道（安芸市）
  - 阿南安芸自動車道（阿南市）
  - 高松空港連絡道路（高松市～高松市香南町）
  - 高松環状道路（高松市）
  - 松山外環状道路（松山市）
  - 大洲・八幡浜自動車道（大洲市～八幡浜市）
  - 伊予・松山港連絡道路（松山市～伊予市）
- ③調査区間への早期指定
  - 阿南安芸自動車道、高松環状道路、高知広域環状道路、高知松山自動車道の未指定各区間
- ④候補路線から計画路線への早期昇格
  - 佐川須崎道路
  - 善通寺池田道路
  - 香南脇道路

5. 一般国道の自動車専用道路の整備促進を図ること。

- 国道56号中村宿毛道路
- 国道56号宇和島道路
- 国道56号窪川佐賀道路

6. 一般国道、県道及び市町村道の整備促進によるバランスのとれた道路網の形成を図ること。

7. 交通安全施設の整備促進を図ること。

8. 有料道路整備事業に対する助成制度の拡充を図ること。